

市では、行政改革を推進するため、大田原市行政改革推進本部を設置するとともに、行政改革大綱を策定し、民間活用として指定管理者制度の導入や、行政のスリム化・効率化を図りながら多様な行政ニーズに対応してきました。現在取り組んでいる行政改革大綱の計画期間が平成27年度で終了することから、本市の行政改革の方針を示すとともに、市民と行政が協働して行政改革を推進するため、「第3次大田原市行政改革大綱」を策定しました。なお、本大綱は、公募委員および団体推薦委員で構成する大田原市行政改革推進委員会へ諮問をし、その答申内容に基づき策定したものです。

◎重点項目

大綱では、次の6項目を行政改革の重点項目として掲げました。

- ① 自助、共助、公助のまちづくりの推進
- ② 市民サービスの向上
- ③ 効率的な執行体制の確立
- ④ 行政体制の見直し
- ⑤ 持続可能な財政構造の確立
- ⑥ 公営企業等の経営健全化

◎重点項目の具体的な取り組み内容

① 自助、共助、公助のまちづくりの推進

(1) 市民との協働と市民参画のしくみづくり

本市は、これまでもさまざまな市民活動に支えられたまちづくりが行われてきました。今後、安心して暮らせる大田原市を築き、市民サービスの質の向上や業務の効率化を実現するために、市民が自らの責任で自ら行う自助、地域や民間の組織が協力して行う共助及び行政が担う公助、それぞれの役割と責任を明確化するとともに、市民との協働によるまちづくりを推進します。

暮らせる大田原市を築き、市民サービスの質の向上や業務の効率化を実現するために、市民が自らの責任で自ら行う自助、地域や民間の組織が協力して行う共助及び行政が担う公助、それぞれの役割と責任を明確化するとともに、市民との協働によるまちづくりを推進します。

(2) 民間委託等の導入推進

民間委託については、民間の手法等を活用することによる市民サービスへのメリットや費用対効果を検証し、対象事業、選定基準、契約条項などの透明性を確保するとともに、個人情報保護や守秘義務に十分留意しながら積極的な民間委託を推進します。

また、公共施設については、指定管理者による管理の導入が一区切りしたことを受け、引き続き適切な指定管理者制度の運用を図るとともに、裁量の幅を広げて施設を有効に活用するため、民間事業者への施設の移譲を進めることとします。

(3) 共同事業の推進

地域住民の利便性を図るため、一部事務組合等による広域的な公共施設の管理について、近隣市町と歩調を合わせて共同事業を推進します。

② 市民サービスの向上

(1) 窓口サービスの向上

住民と接する窓口職員の接遇の向上に努め、縦割り行政の欠点を見直し、ワンストップ窓口の導入等により市民の皆さまの利便性や窓口サービスを向上させます。

さらに、窓口業務のアウトソーシングによる市民サービスの向上について研究を進めます。

(2) ICTを活用したサービスの向上

ホームページ・SNS・メール配信等を活用した情報発信の強化、インターネットを利用した行政手続の電子化・証明書コンビニ交付・公衆無線LANの拡充等の地域オンライン化の推進、クラウド技術を活用した災害時等の重要情報保護及び業務継続性の確保など、多様化したICTを適切に使い分け、市民サービスの向上につなげていきます。

(3) 事務事業の見直し

事務事業については、これまでも見直しをしてきましたが、限られた財源を有効に活用し、市民一人ひとりの幸せ度向上のため、行政評価を活用して評価結果を予算に反映させることやICT活用による事務事業の効率化を進めます。

③ 効率的な執行体制の確立

(1) 定員管理の適正化

平成27年4月に策定した定員適正化計画では、平成32年度までの5年間で10%の職員数を削減することとしましたので、計画的な採用を行うとともに任期付職員や再任用職員等を有効に活用するなど、適正な定員管理を進めていきます。

(2) 人材の育成と意識改革

効率的に質の高い行政サービスを提供するため、今後も専門的な知識・技術の習得や政策形成能力の向上を図るとともに、自らの担当業務にとどまらず、その周辺業務にも多面的・機動的に対応できる職員の育成や個々の職員の意欲を向上させるため、大田原市人材育成ビジョンに基づき取組を進めていきます。

④ 行政体制の見直し

(1) 組織機構の見直し

地方分権による新たな行政課題、多様化する市民の行政ニーズへの対応や市民との協働によるまちづくりを推進するとともにワンストップ・サービスに即した組織機構づくりを行う、スクラップ・アンド・ビルドの方針に基づき、行政のスリム化を目指しつつ柔軟かつ合理的な組織の構築を行います。

⑤ 持続可能な財政構造の確立

(1) 財政健全化の推進  
厳しさが予想される財政状況に対

応し、市民の暮らしを支える基礎的自治体の役割を持続的に果たしていくため、大田原市中期財政計画を策定し、健全な財政運営を図るための各種取組を推進します。

### (2) 歳入の確保

地方自治体が行政活動の自主性を発揮し自立性を高めるには、安定した財源の確保が必要であることから、住民負担の公平性を確保し、受益者負担の原則に従い、財源の見直しを行うことにより歳入の確保に努めます。

○市税等の徴収率の向上：市税、国民健康保険税、介護保険料、保育料、市営住宅使用料については、振替納税の更なる推進と納税者の利便性の向上を図り、現年度徴収率の目標を設定することで徴収業務を強化し、自主財源の確保に努めます。

○受益者負担の見直し：行政サービスの費用負担については、一定の割合は受益者が負担することが公平であるとの観点から、負担金・手数料、使用料について、適正な負担となるよう見直しを検討します。また、消費税増税が実施された際には、その費用増加分を勘案し、適正化を図ります。

○新たな財源の確保：市広報紙への広告掲載やバナー広告等による収入、ふるさと納税寄附金制度を引き続き推進するとともに、国の地方創生に伴う財政措置の活用や、新たな財源の確保につながる取組を積極的に行います。

### (3) 歳出の抑制

○経費の節減：行政評価の結果を活用し、事業の効率的・効果的な執行を行うとともに、人件費・物件費・扶助費などの経常経費についても総点検を行い、経費を節減します。

○補助金等の見直し：必要性や費用対効果を検証するとともに、公益性や公平性を確保することを基本に各種負担金・補助金等の適正化を図ります。

○公債費の抑制：市債の発行に伴う公債費については、地方交付税への算入率の高い地方債を活用し、一般財源の負担を軽減するとともに、発行額については、特別な事情を除き、毎年度の元金償還額以下を目標とします。

### (4) 適正な財産管理

市有財産については、市民ニーズも踏まえながら有効活用を図り、将来においても利活用計画のない財産については、貸付けや売却を検討し、財源の確保を図ります。

### ⑥ 公営企業等の経営健全化

上下水道の地域拡大により、特別会計等の経営基盤を強化し、経営状況及び料金対象経費を的確に把握し、施設の統廃合、経費削減等による経営の健全化を推進します。

また、現在提供しているサービスの必要性を検証し、民間委託の推進、事務事業の見直しを進めるとともに、民間的経営手法の積極的な導入に努めます。

に努めます。

さらに、下水道事業については、公営企業としての経営基盤の強化や財政マネジメント等の向上を図るため、地方公営企業法適用のための基本計画を現在策定中であることから、公営企業会計の適用を明確に位置づけるとともに、計画的な移行を進めます。

### ◎ 実効ある改革とするために

○行政改革に対する助言と提言：公募委員及び市内団体推薦委員で構成する大田原市行政改革推進委員会から、市の行政改革の取り組みに対して助言及び提言をいただきます。行政改革を積極的に進めていきます。

○実績の公表：年度ごとの行政改革の進捗状況については、大田原市行政改革推進委員会、市議会へ報告するとともに、市広報やホームページ等を活用して広く公表し、市民の皆さまの理解をいただきます。から行政改革を進めます。

○成果の反映と実施計画の見直し：行政改革の成果や実績については、次年度以降の施策に反映するとともに、弾力的に年度別実施計画の見直しを行います。



事業主の皆さまへ

## 「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正されます ～平成28年4月1日施行～

障害者手帳を持っている方に限らず、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他の心身の機能に障害があるため長期にわたり職業生活に相当の制限を受け、または職業生活を営むことが著しく困難な方が対象となります。

### ●改正のポイント

▶雇用の分野での障害者差別を禁止：障害者であることを理由とした障害のない人との不当な差別的取扱いが禁止されます。

▶雇用の分野での合理的配慮の提供義務：障害者に対する合理的配慮の提供が義務となります。

▶相談体制の整備、苦情処理・紛争解決の援助：障害者からの相談に対応する体制の整備が義務、苦情を自主的に解決することが努力義務となります。

※詳細は、市ホームページをご覧ください。下記へお問い合わせください。

問 栃木労働局職業安定部職業対策課 TEL 028(610)3557 / ハローワーク大田原 TEL (22)2268